

平成19年10月定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成19年11月22日 開会

平成19年11月22日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会10月定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第9号

平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会10月定例会を次のとおり招集する。

平成19年11月9日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 小林 義光

- 1 期日 平成19年11月22日(木)
2 場所 ウェルシティ甲府 富士の間

【応招・不応招議員】

応招議員(26名)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 齊藤憲二 君 | 2番 渡辺嘉男 君 | 3番 上杉 実 君 |
| 4番 古屋保男 君 | 5番 小俣昭男 君 | 6番 矢崎六彦 君 |
| 7番 森岡千代野 君 | 8番 内藤 昭 君 | 9番 金丸 毅 君 |
| 10番 中川秀哉 君 | 11番 関戸将夫 君 | 12番 武藤雅美 君 |
| 13番 一瀬 明 君 | 14番 秋山詔樹 君 | 15番 長澤捷利 君 |
| 17番 望月久弘 君 | 18番 日向英明 君 | 19番 小林福雄 君 |
| 20番 深澤平助 君 | 21番 山口達夫 君 | 22番 石原 滋 君 |
| 23番 後藤政行 君 | 24番 長田義道 君 | 25番 梶原岩男 君 |
| 27番 古家悦男 君 | 28番 守屋茂久 君 | |

不応招議員(2名)

- 16番 芦澤武美 君 26番 堀内弘一 君

平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会10月定例会

議事日程(第1号)

平成19年11月22日(木曜日)午後2時30分開会

- 1 開会
- 2 広域連合長あいさつ
- 3 副広域連合長あいさつ
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 認定第1号 平成18年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第3号 平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第8 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願について
- 日程第9 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願について

本日の会議に付した事件

日程1～日程9まで議事日程に同じ

出席議員（26名）

1番 齊藤憲二君	2番 渡辺嘉男君	3番 上杉実君
4番 古屋保男君	5番 小俣昭男君	6番 矢崎六彦君
7番 森岡千代野君	8番 内藤昭君	9番 金丸毅君
10番 中川秀哉君	11番 関戸将夫君	12番 武藤雅美君
13番 一瀬明君	14番 秋山詔樹君	15番 長澤捷利君
17番 望月久弘君	18番 日向英明君	19番 小林福雄君
20番 深澤平助君	21番 山口達夫君	22番 石原滋君
23番 後藤政行君	24番 長田義道君	25番 梶原岩男君
27番 古家悦男君	28番 守屋茂久君	

欠席議員（2名）

16番 芦澤武美君	26番 堀内弘一君
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職指名

広域連合長 小林義光君	副広域連合長 廣瀬文夫君	事務局長 嶋口昇君
事務局次長 望月辰也君	業務課長 原則夫君	会計管理者 降矢嘉也君

事務局職員出席者

書記長 二宮仁	書記 小林久弥	書記 曾谷英輝	書記 石川竜也
書記 清水敬祐			

【開 会】

開会 午後2時35分

議長（齊藤憲二君） それでは定例会を開会いたします。議員定数28人のうち、本日の出席議員は、26人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による、過半数の定足数に達しておりますので、平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会10月定例会を開会いたします。

直ちに、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

【諸般の報告】

議長（齊藤憲二君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

16番、芦澤武美君と26番堀内弘一君より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定に基づく監査委員からの例月現金出納検査並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

【撮影許可】

議長（齊藤憲二君） 報道機関等から写真撮影等の申し出がありますので、これを許可することに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声

ご異議なしと認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【連合長あいさつ】

議長（齊藤憲二君）　ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

小林広域連合長

広域連合長（小林義光君）　本日ここに、山梨県後期高齢者医療広域連合議会10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙のところ、ご出席まことにご苦労様でございます。

さて、国では現在、安心・信頼の医療の確保、予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現等を柱とした医療制度改革を実施いたしております。

その一環として、昨年6月には健康保険法の改定を行い、75歳以上の後期高齢者を対象にした、新たな高齢者の医療制度を平成20年4月よりスタートすることといたしました。

これを受け、本広域連合においても、新設された後期高齢者医療制度の公平公正かつ効果的で効率的な運営を行うための様々な事項について、後期高齢者医療懇話会等を始めとする多くの皆様のご意見をお聞きする中鋭意検討を重ね、本定例会に保険料の被保険者均等割額及び所得割率、給付の種類及び金額、また制度運営の根幹となる「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」等について、提案をさせていただいたところであります。

なお、大きな課題となっております、本制度の県民の皆様への周知につきましては、制度概要のパンフレットを県下全地域に配布するとともに、各市町村の広報誌等への掲載をお願いいたしましたところであります。

また、去る9月8日、小瀬スポーツ公園において、開催されました、「いきいき山梨ねんりんピック」においてもPR活動を実施したところであります。

今後も様々な機会をとらえ、媒体を介し、積極的な広報活動を行い、県民の皆様の十分なご理解をいただけますよう努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例議会に提出をいたしました認定議案及び一般議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

始めに、認定第1号の平成18年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

今回の決算につきましては、本広域連合設立後の平成19年2月から平成19年3月までの間の事務所の整備等に要した費用であり、歳入総額1千921万6千923円、歳出総額1千913万8千318円、歳入歳出差引額7万8千605円となっております。

主な内容といたしましては、現在事務所として使用しております、山梨県自治会館の大会議室の改修に関わる経費及び事務机等の什器類の購入経費であります。

続きまして、一般議案について申し上げます。

まず、第3号議案平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、平成20年4月より開始される後期高齢者医療制度の実施に向け、保

険料額等必要な事項を定めるものでございます。

以上、提出議案につきまして説明を申し上げましたが、詳細につきましては、この後事務局より説明いたさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご承認ご議決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。ご苦労様でございます。

【副連合長あいさつ】

議長（斉藤憲二君） 次に、副広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

廣瀬副広域連合長

副広域連合長（廣瀬文夫君） 先の7月臨時会におきまして、副広域連合長としてご承認をいただきました、小菅村長の廣瀬でございます。

お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

高齢化社会を迎え、諸課題の山積している中、後期高齢者医療制度の創設は、今までにない新しい取り組みとなっております。県内の全市町村が加入して、その運営主体となります広域連合の役割は、非常に重要というふうに存じております。

副連合長への就任に対しましては、その責任の重さを深く痛感しておるところであります。小林連合長の補佐役をきちんと果たして、後期高齢者医療制度の円滑なる実施に努めてまいり所存でございます。

今後とも、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、就任のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

【議席の指定】

議長（斉藤憲二君） それでは、日程第1、「議席の指定」を行います。

議員任期満了により、新たに選出されました3名の議員の議席を会議規則第4条第2項の規定により、

5番、小俣 昭男 君、6番、矢崎 六彦 君、16番、芦澤 武美 君
と議席を指定いたします。

【議会会議録署名議員の指名】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、12番武藤雅美君及び27番古家悦男君を指名いたします。

【会期について】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第3、「会期について」議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【一般質問】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第4、「一般質問」を行います。

先程の全員協議会での申し合わせのとおり、質問は、通告書の到着順とし、質疑につ

きましては、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、20番深澤平助君から通告がありますので、発言を許します。

20番、深澤平助君。

はいの声

20番深澤平助君 20番の深澤平助です。それでは質問いたします。

政府は、来年4月から「後期高齢者医療制度」を実施しようとしています。この制度が導入されると、まず75歳以上の方は他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押し付けられる。そういう大改悪ではないかと思えます。

今、この制度の中身が知られていく中で、高齢者、自治体、地方議会、医療関係者などから強い批判の声がおきております。こうした国民の声に、自民・公明政府与党も、「現行制度での健保の扶養家族の人が新たに保険料を徴収することを半年延期する。」それから、「70歳から74歳までの医療費窓口無料を2倍に引き上げることを1年延期する。」などの医療改悪の一部凍結を言い出さざるをえなくなっています。

しかし、政府与党の方針は、対象になっている一部の人の負担をほんの少し延期するだけで、凍結とは名ばかりのごまかしにすぎません。

そこで、いくつかの点について伺いますが、まず、保険料にかかわる事ですが、75歳以上の多くは、年金が主たる収入だけで、その額も少額の人が多いのが実状であります。したがって、特に低所得者に対する保険料負担については、十分配慮が必要で、減額措置の枠をさらに広げて、具体的には、一人暮らしで年金額が120万円以下の方は生活保護扱いとして保険料は免除すべきだと考えますが、この点いかがに考えておりますか。

また、保険料は2年ごとに改定されるということと、後期高齢者の人口増加に応じて自動的に引き上げられることになっていますが、これは先にいけばいくほど保険料が引き上げられ後期高齢者の負担が増えていくこととなります。これらの増加分については、高齢者に負担をさせるのではなく、公的負担で運営していくべきではないかと思えますが、この点についてもどう考えますか。

また、保険料は介護保険料と同じ年金からの天引きということで、年金が月15,000円未満の人などは窓口納付となりますが、保険料を滞納したら保険証を取り上げられることが心配になります。このことでは特に低年金、無年金の人にとっては極めて深刻な問題です。現行の老人保健では、75歳以上の高齢者は保険証取り上げは禁止されていますが、新制度ではこの点についてはどういう方針なのか明らかにしていただきたいと思えます。

次の質問は診療についてです。新制度では診療報酬を包括払いにすることがマスコミなどでは報道されていますが、包括払いということになりますと、保険の使える医療に上限をつけて、それ以上は、保険は適用できないということになると思えます。人は誰でも必ず高齢になり、高齢になるにしたがって病気がいろいろおきてくるものです。その時に頼りにするのは医者であり、病院でございます。その時、医療に上限が決められていては、必要な治療も受けられない。また、薬も使えない。そういうこととなります。これでは後期高齢者には、医療の差別を行うことになり、保険制度の精神にも反することになり、断じて許すことはできません。この点について新制度の方針は明らかになっているのかどうか、明らかにしていただきたいと思えます。

最後に伺いたいことは検診にかかわることです。後期高齢者の医療制度になった場合、「高齢者の健診は特定の病気の検査のみで、これまで市町村で行ってきた住民健診は止めてしまう。」という事も聞いておりますが、この検診についてはどうなるのか、この

機会に伺っておきたいと思っておりますので、この点についても明らかにしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） それでは、深澤議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、一点目の一人暮らしで年金額が120万円以下の方は生活保護扱いとして保険料を免除すべきという質問でございますが、山梨県広域連合の試算によりますと、制度にあたり、平成20年度の被保険者約10万9,000人に対しまして、軽減対象者は、被保険者のおよそ50%になるものと予測されます。ご質問の年金額150万円以下の方は、7割軽減に該当する保険者であり、この対象者は軽減対象者のおよそ80%を見込んでおりますので、現状では、十分に配慮しているものと考えます。また、この軽減制度も生活保護法も、ともに国の制度でありますので、国が制度の改正を行わない限り難しいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、保険料の改訂に伴い保険料の増加分は公費で負担し運営すべきとの質問でございますが、次回の保険料の算定は、平成21年度に予定されておりますが、確かに高齢者人口が増えることによります医療費に対する後期高齢者負担率は上がりますが、医療費の動向や保険料収納率等の要因も加味しますと、現段階では、保険料が上がるのか、また、現状の保険料のままでいいかということは予測ができませんので、ご理解いただきたいと思っております。

ただ、広域連合といたしましては、市町村と連携するなかで、医療費適正化事業の推進を図り、被保険者の負担増にならないように医療費の削減に努めて参りたいと存じます。

次に、保険料の滞納に関するご質問であります。後期高齢者医療制度につきましては、高齢者確保法の第54条第7項によりますも、老人保健制度とは違い、特別な理由がなく1年以上保険料を滞納したときは国保と同じように保険証を返還し、資格証明証を交付することになっております。後期高齢者医療保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度であり、その財源となる保険料の収納確保は、制度を維持していく上で、また被保険者間の負担の公平を図るという観点からも極めて重要な課題といえます。該当した場合は、特別な理由がない限り、滞納者から保険証を返還していただいた上で広域連合から被保険者資格証を交付し、交付された者は、医療機関にかかった場合は全額負担となります。しかしながら、広域連合といたしましては、支払う能力があっても支払わないような悪質な滞納者は除き、滞納者に対しまして、いきなりの資格証の発行ではなく、短期被保険者証の交付事務を通じて、できるだけ被保険者と接触する機会を確保し、保険料の納付相談・納付指導に努めるよう市町村と協力をしてまいりたいと考えております。

次に、診療報酬の包括支払制度についてお答えいたします。包括払い制度につきましては、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして検討中でありまして、内容につきましては、各広域連合には、まだ示されていませんので、お答えをすることができません。ご理解をいただきたいと思っております。

最後に、健診事業についてお答えいたします。後期高齢者の健診事業につきましては、高齢者確保法第125条第1項において努力義務とされておりますが、山梨県においては、全市町村で実施する予定であり、健診項目については、40歳から74歳までの国保の特定検診や被用者保険の被扶養者と同じ基本項目となりますので、これに関しましては、後期高齢者だけが項目を変更するということはないことを、ご理解いただきたい

と思います。
以上でございます。

議長（斉藤憲二君） 20番、深澤平助君。

20番深澤平助君 今、答弁をいただいたんですが、まず、低所得者に対する保険料については、規定方針どおりの減額措置、それ以外に減額するとか、免除をするとかということは考えていないような答弁でございますが。しかし、低所得者に対して、一定の所得以下は、所得割は免除、無くなっておりますが、しかし、均等割については、依然として、だれにも、所得が少なくても、払わなければならないということになっておりますね。しかし、この所得割についても、それは、月収が2万だとか3万だとかという低所得者の場合も、軽減されている7割だから、というようなことでなく、これは、さらに軽減するとか、あるいは免除するとかということは、私は必要だと思うんです。それから二つ目の問題ですがね、医療費の増加ですが、この分年々医療費が増えていくと、特に高齢者の場合の医療費は、若い人たちの医療費よりさらに増えていくということになります。先ほど協議会の時に説明がされましたが、本県の場合の値上げ額が、医療費の値上がりの率が1.04という計算でされておるようですが、私の町の昭和町の場合で計算してみますと、高齢者の場合の医療費の増加分というのは、平成14年から18年までの14年を起点にして4年間でみると11.4%の増加になっているんです。したがって、これを4年で割りますと、年2.87%ということで、広域連合が試算した比率からみるとずいぶん違うんです。したがってその点についても説明をさせていただくと同時に、こういう具合に医療費が増えていくというのが実情でございますから、この分高齢者に2年ごとに負担をかけていくということになると、先ほど質問したように、全くいけばいくほど先は高齢者の負担が多くなるということが明らかでございますから、やはりその点は被保険者に負担をかけるという事でなくて、公的な負担が必要だと思うんです。

それから保険証の取り上げの問題についても、いろいろ言われましたが、結局のところ、極力努力はするが状況によってやむを得ない、というふうに私は受け止めておりますが、現在、国保の場合でも、多くの市町村が、滞納が多く出てきて大変なんです。これもやはり要因は、最近の一般庶民の生活の収入減という事で、払いたくても払えない、というのが実際のところだと思うんです。既にそういう中で、国保の関係でも保険証が取り上げられて、その結果、多くの場所において悲劇が出ている事もマスコミなどで報道されておりますが、そういうことが、この75歳以上の制度の中で決して作ってはならないと思うんです。そういう意味からも保険証の取り上げというのは、してはいけんと思うんです。しかし、今の説明では、国でやることだからやむを得ない、というふうな説明ですが、まことにそれではよろしくないと思うんです。

それからまた、診療報酬についても、「今、国が検討している」、ということですがね、しかし、この制度が発足するのは来年の4月でしょ。もう半年を切っているんです。このもう発足間近になっているこの段階で、まだこの診療報酬については明確に態度が決まってないということは、あまりにもずさんだと思うんです。

というような事で、異議を挙げた私の指摘から見て、低所得者の均等割額を軽減しない、あるいはまた、保険証の取り上げについてもやむを得ないとか、診療報酬についても包括払いで、医療に差別をつけることを容認するということであっては、今日のまさに姥捨て山、これを作ることであろうと思うんです。高齢者にとってこんなひどい制度を許すというわけには私はいきません。したがって来年4月からの実施は中止すべきだと私

は考えます。

その点についても当局の考えをお願いいたします。

議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） それでは、何点かありましたが、まず低所得者への対応ということで深澤議員さんから質問がございましたが、議員さんがおっしゃいましたように、均等割の軽減はあることはあるけど、ということですが、7割、5割、2割という均等割部分の軽減がございます。それで低所得者につきましては、7割軽減ということで、年間にいたしますと1万1,613円。月額にいたしますと967円ということで、金額的には、私共はそこその金額ではないかと思っておりますが、ただ収入があまりにも少ない人は、たとえ月千円近くでも大変な事は私どもも理解をしております。そして、均等割というものは、普通・一般、全て、たとえば1万円だったら1万円、全ての人か1万円ということですが、こういった軽減をしております。そして、この軽減をした分につきましては、県が4分の3、市町村が4分の1負担をしております。この軽減分を他の被保険者にいくということにはございませんで、それなりに公的な軽減補助をしておるといことになります。

それからですね、保険証の取り上げについてのご質問でございますが、1年間経った場合、資格証をという医療確保法にもございますし、私どもの条例でも制定させていただきたいと思っておりますが、この件に関しましては、当然いきなりということではなく、納税相談、また、それぞれの調査等をしながら、支払う能力があっても支払わない人も当然あるかと思えます。そうした人たちを中心に行うわけでごありますし、そうしたことが、言うなれば公平な運用ということにもつながりますので、そういう点についてはぜひご理解をいただきたいと思えます。

それから包括制度につきまして、まだ、方針がこの時点で示されていないという事で私どもも本当に苦慮しておりますが、直接の私どもの影響というのはございませんが、ただ、私どもレセプトの点検をいたしますので、そういった点ではそういった国の方針が影響があるかと思えますが、そういった事では国の方で方針を早く出してもらいたいと、私どもも思っております。

それから、この制度を中止をするということですが、それにつきましても全国47広域連合すべて各市町村から職員が派遣されてこの事業が、準備が開始されております。こうした中でこういった事は、制度を中止するということは、私どももできない。将来を見据えたうえでのこういう制度でありますので、その点はぜひご理解をいただきたいと思えます。以上です。

議長（斉藤憲二君） これで深澤平助君の一般質問を終了いたします。以上で一般質問を終わります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時10分

【決算の認定】

議長（斉藤憲二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、認定第1号「平成18年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 望月次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、10月の定例会議案第1ページをお開き下さるようお願いいたします。

認定第1号「平成18年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして」提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査を付したところ、審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

平成18年度につきましては、広域連合設立準備委員会において取り組んでまいりました事業予算を広域連合に引き続いて執行したものであります。

それでは表紙に山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書と書かれております書類の中に入りますが、平成18年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書の2ページを開いていただきたいと思います。2ページ、これが決算書の歳入でございます。収入済み額は1,921万6,923円でございます。歳入につきましては、1款・分担金及び負担金と2款・諸収入でございます。分担金及び負担金の内容については、甲府市が代表して国へ申請し交付を受けた後期高齢者医療広域連合設立準備に係る老人医療費適正化推進費国庫補助金を負担金として受入れたものであります。また、諸収入につきましては、設立準備委員会から引き継いだ金額でございます。これは、県下28市町村からの負担金を財源として執行した支払い残額を雑入として受け入れたものでございます。

次に4ページをお開き下さい。支出済み額1,913万8,318円でございます。一般会計の歳入総額1,921万6,923円、歳出総額1,913万8,318円という事で、歳入歳出残額が7万8,605円とっております。翌年度へ繰り越すべき財源もございますので、実質収支額も同額となっております。

平成18年度の主な事業につきましては、本年4月1日に山梨県自治会館内に開設した広域連合事務局の改修工事と事務機器の購入でございます。

続きまして、8ページから11ページが一般会計歳入歳出決算事項別明細でございます。10,11ページを見ていただきますと歳出がございませけれども、歳出額の内、1款1項・総務管理費1,913万8,318円のうち工事請負費、これが15節でございますけれども、工事請負費が865万5千427円。そして18節の備品購入費が1,030万6,900円が主な額となっております、これらがほぼ99%を超えた割合となっております。

以上、簡略ですが認定議案について説明を終わります。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（斉藤憲二君） 事務局の説明が終わりました。

次に、監査委員から認定第1号について、決算審査結果について意見書の報告を求めます。

武藤監査委員。

はいの声

監査委員（武藤雅美君） 平成18年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳

入歳出決算書についての意見を申し上げます。

審査は平成19年9月28日午後3時より広域連合会議室において私と中沢監査委員両名で行いました。

審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された一般会計の歳入歳出決算書が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数に誤りがないか、また予算の執行が適正、かつ効率的になされているかに主眼をおき審査を実施しました。

審査では、関係職員から事業概要及び主要な事務事業の実施状況、決算書、決算関係資料により、執行状況の説明を受け、事情聴取をする中で、必要に応じて会計管理者及び関係課所管の帳簿、証拠書類と照合しながら審査を実施した結果、その計数は、関係諸帳簿、その他証明書類と符号し、正確に執行、処理されているものと認められました。

一般会計の歳入は、平成18年9月に立ち上がった広域連合設立準備委員会に共通経費として28市町村からの負担金の残額をそのまま引き継いだものと、国からの老人医療適正化推進費補助金をもって充てていました。

歳出は、一般管理費と予備費を計上。一般管理費は平成19年度より事務所として借り上げる山梨県自治会館の事務室改修の工事請負費、事務机や収納庫等の備品購入費が99%を占めていました。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,921万6,923円、歳出総額1,913万8,318円で歳入歳出差引額は7万8,605円でそのまま実質収支額となっております。

平成18年度は、翌年度からの広域連合の本格始動に向けての準備的要素が強く、臨時的歳出がほとんどを占めるため特に指摘する事項は見当たりませんでした。

歳入に関しては、必要経費として計上した金額を、市町村からの負担金として100%充てられる特性から、厳しい経済情勢を考慮し、必要最低限の予算作成に努めていくことが重要と思われます。広域連合職員には、経費削減に向けてより一層の創意工夫を求め、監査委員の決算書に対する意見と致します。以上です。

議長（斉藤憲二君） 以上で、監査委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番秋山詔樹君

「はい」と呼ぶ者あり

議長（斉藤憲二君） 秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 それでは質問をさせていただきます。今の予算執行に関してなんですけども、11ページの15節から18節。15節の工事費請負の予算区分1なんですけれども、18節の備品購入費1,033万6,000円という予算の中で、それぞれの不用額が15節の場合は573円、18節の場合は2万5,100円と、非常にその不用額が金額に対して少ないようにこう見受けられる所でございますので、それらの工事及び備品購入に対しどのような契約方のもとに執行したのかをお聞きたいと思っております。

議長（斉藤憲二君） 引き続き事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、秋山詔樹議員の、予算の執行方法についてのご説明をいたします。

15節の工事請負費の内容ですが、これは、自治会館の大会議室の解体撤去工事、床調整工事、コンセント・弱電設備改修工事、OAフロアー工事、放送設備改修工事、電

灯設備改修工事、床仕上げ工事、追加改修工事、電話設備工事の9件でございます。

後ろの方で話しました、改修追加工事、電話設備工事を除く7件は、もう既に設立準備会で検討いたしましたして、そこにおいて発注した債権債務を引き継いでおります。予算計上にあたっては、設立準備委員会で発注して確定した7件の工事金額と電話設備工事費を見込みました。追加改修工事については、当初予定していなかった為、予算不足により、目内流用で増額を行って執行しております。予算流用については、最低限の予算流用ということになりますので、不用額については、このような金額になりました。

それぞれ、その7件の内の電話また追加改修工事につきましては、その2件とも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」と適用するものでございますので、随意契約で行いました。

続きまして18節の備品購入費でございます。内容につきましては、事務室収納システム及び会議室テーブル・椅子購入、事務局職員20名および連合長机と椅子の購入、レセプト保管用平行移動書庫の購入、電話機20台の購入、最後に電気掃除機等の購入の5件となっております。

契約方法は、5件のうち3件が指名競争入札で、残りの2件が広域連合財務規則第188条に規定する随意契約の限度額内であるための随意契約で行いました。

平成18年度につきましては、歳入は、国からの補助金と市町村からの負担金のみであり、4月1日の事務所開設に向け、歳出予算を厳しく精査し事業を執行した状況でございます。

ぜひ、ご理解を賜りますようお願いいたします。

はいの声

議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 大体の事は今わかりました。準備会の方から引き継いだ中で、というような事もおうかがいしましたので、その点理解したいと思えます。ただ1点ですね、備品に関しまして、備品台帳の、最初ですからもう仕上がっているとは思いますが、最初ですからそういった備品台帳等がありましたら、本当はコピーしていただけるようにしていただければありがたいと思えますけれども、その辺どうなっているか聞きたいと思えます。

議長（斉藤憲二君） 望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） 当然、備品台帳、最初というかたちで整備してございます。ただ、お渡しするのに、普通の議会でしたらそれなりの期間がございますので、今日はもうこれでというかたちになりますので、議長さん、どのようにしたらよろしいでしょう。

議長（斉藤憲二君） この議会が終わったらすぐ送ったらどうだ。

事務局次長（望月辰也君） 今、議長さんのお話がありましたように、「議会が終わりましたらすぐ皆さんのお手元のほうに送るように」というご指示がございますので、そのような指示のもとについて備品台帳を送らせていただきます。以上でございます。

議長（斉藤憲二君） 以上で質疑を終結します。

討論の通告はありませんので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、「平成18年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の

認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
賛成者多数であります。
よって「認定第1号」は原案どおり認定することに決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。休憩時間は2分間といたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時17分

【一般会計補正予算】

議長（斉藤憲二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第3号「平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について」事務局から説明を求めます。

「はい」と呼ぶ者あり

望月事務局次長。

事務局次長（望月辰也君） それでは、議案書3ページをお開き願います。議案第3号の説明を申し上げます。平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号。平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1万2,000円を減額し、それぞれ3億5,538万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。以上が提案理由でございます。

それでは、次の4ページ、5ページをお開きください。これが、第1表歳入歳出の予算補正というかたちで、補正予算書でございます。

4ページについてご説明いたします。歳入につきましては、1款の分担金及び負担金1項負担金を1万2,000円減額して、補正後の額が3億5,538万4,000円となります。

次に、5ページ、歳出についてご説明させていただきます。1款議会費1項議会費を10万円減額し、2款総務費1項総務管理費を8万8千円増額し、歳出合計金額が3億5,538万4,000円となります。内容につきましては、1款議会費は委託料を減額いたしまして、議会開催のための会議借上料を増額し合わせて10万円の減額となっています。

2款総務費につきましては、後期高齢者医療制度について被保険者の関係者の意見を聴く場である「山梨県後期高齢者医療懇話会」を設置に伴う委員報償費の増額等、また、現在の実績に合わせて組換えを行ったものでございます。

先ほど、歳入の内訳が説明を落としましたけれども、歳入の1万2,000円の減につきましては、市町村負担金の内、市町村が独自に整備するコンピューターのシステム負担金が、システム費用の額の確定により、確定いたしましたので減額となります。

以上で、議案3号についての説明を終わらせていただきます。何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

議長（斉藤憲二君） 以上で説明が終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより直ちに、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号、「平成19年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第3号」は原案どおり可決することに決定いたしました。

【後期高齢者医療に関する条例の制定】

議長（齊藤憲二君） 次に、日程第7、議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

「はい」と呼ぶ者あり

嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） それでは、議案の7ページをお開きください。

議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由であります。本案は、「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の実施に向け、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の制定を行うものであります。

次に、条例の内容説明であります。9ページをお開きください。本条例案は、第1章から第6章まで分かれており、第1章第1条には、山梨県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の業務については、法令の定めにあるもののほか、この条例で定める旨の規定がございます。以下、主要な部分について説明をさせていただきます。

第2章の第2条には、医療給付としまして、被保険者が死亡したときに、葬祭を行う者に対して支給する葬祭費の額を5万円と規定いたしました。

第3章は、保険料についての規定であります。第3条の保険料の賦課額につきましては、被保険者に対して課する保険料の賦課額は、所得割額及び均等割額の合計とし、10円未満の端数は切り捨てる旨を規定いたしました。

10ページをお開きください。第4条は、保険料の所得額の算定方法について定めたもので、「基礎控除後の総所得金額等」に「第1号にあげる所得割総額」を「第2号に掲げる平成20年度、21年度の基礎控除後の総所得金額の合計額の見込数」で割って得た率を掛けて得た金額とするものであります。第5条につきましては、保険料の均等割額の算定方法について定めたもので、「被保険者均等割総額」を「平成20年度、21年度の2年間の被保険者数の見込額」で割って得た金額とするものでございます。第6条の所得割率及び被保険者均等割額の適用については、特定市町村であります小菅村を除いて、当広域連合全区域が均一である旨を規定いたしました。第7条の所得割率につきましては、平成20年度及び21年度の所得割率を100分の7.28とすることを定めたものでございます。

11ページをご覧ください。第8条は、平成20年度及び21年度の保険者均等割額を3万8,710円とすることを定めました。第9条の保険料の賦課限度額については、限度額を50万円と定めました。なお、この限度額につきましては、政令により決められたものでございます。第10条の保険料の賦課期日につきましては、4月1日と定めました。第11条につきましては、保険料の賦課総額の算出方法について定めたものであります。算出に当たっては、第1号のアの療養給付に要する費用等の合計額から国・県・市町村からの補助金等の収入の合計額を引いた金額を予定収納率で割った金額とす

るものでございます。

12ページをお開きください。12条は、保険料の賦課期日後に、被保険者の資格取得や喪失があった場合、保険料は月割とする旨を定めたものでございます。第13条は、所得の少ない保険者に対して、所得の段階により均等割額を7割、5割、2割の減額する方法について定めたものでございます。

13ページをご覧ください。第14条は、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について定めたもので、後期高齢者医療制度に加入してから2年間、均等割額を10分の5にするものでございます。第16条は、保険料の徴収猶予について定めたもので、被保険者等が災害により財産等に著しい損害を受けた場合や失業等により収入が著しく減少した場合などは、6か月以内に限り保険料の徴収を猶予することができる規定でございます。14ページをお開きください。第17条の保険料の減免について定めたもので、第16条と同様の理由により、被保険者等が災害により財産等に著しい損害を受けた場合や失業等により収入が著しく減少した場合などは、保険料を減免できる旨を規定いたしました。第18条につきましては、保険料に関する申告義務を定めたものでございます。

15ページをご覧ください。第19条につきましては、保険料は市町村が徴収し、広域連合に納付することを定めたものでございます。第20条は、市町村が徴収する保険料の額について定めたものでございます。第21条の延滞金の納付につきましては、被保険者から保険料の徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付することを定めたものでございます。第22条につきましては、広域連合は、被保険者の健康増進のために保健事業を行うことを定めたものであります。第23条の委任については、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める旨を規定いたしました。第6章の第24条から次の16ページの27条までは、被保険者の資格取得や喪失等について省令に基づく届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合などについて、罰則規定について定めたものでございます。

次に、附則であります。第1条の施行期日については、この条例は、平成20年4月1日から施行することを定めたものでございます。附則第4条につきましては、市町村に係る保険料の賦課の特例の期間についての規定でありまして、小菅村の不均一賦課の期間を6年間とするものでございます。附則第5条は、不均一賦課の当該市町村であります「特定市町村」につきましては、この条例の一番最後にありますが、18ページをご覧ください。別表にありますように「小菅村」が該当いたします。所得割率につきましては、100分の5.90、均等割額は、3万1,355円となります。また、元に戻りますが、おそれいりますが、17ページをご覧ください。先ほどの第5条の続きであります。特定市町村であります小菅村の被保険者の保険料の徴収方法について定めたものでございます。

次に、附則第7条につきましては、次のページにわたりますが、新たに保険料負担が生じる、被扶養者であった被保険者に係る保険料については、平成20年4月から9月までの半年間は保険料を賦課しないこととし、20年10月から21年3月までの半年間は、「条例で規定する額」の9割を軽減するということで、すなわち、均等割額の20分の1を賦課することを、定めたものでございます。

以上、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の制定について説明させていただきました。

ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議長（齊藤憲二君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 それでは、質問をさせていただきたいと思います。条例中ですね、16条、17条に関しまして、回答してお願いしたいと思います。16条、17条ですね、猶予と減免ということで載っているわけですが、規定は全てこの2条ともほとんど全て同じ規定になっているわけですが、そういうことに関しましてですね、この猶予、減免の判定基準があるのかどうか、もう作られているのかどうか、お聞きしたいという点が1点ございます。

なぜかと言いますと、申請書の内容や添付書類だけでは非常に判断が困難だと思われるところがございますので、具体的な要領がないのかをお尋ねしたいと思いますのでお願いいたします。

議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） それでは、保険料の徴収猶予と減免についてでございますが、こちらにつきましては、「高齢者の医療に関する法律第111条保険料の減免等」の項目に、「広域連合は、条例で定めるところにより減免又は猶予することができる」と規定されており、広域連合の条例に定めることとなっております。

本広域連合の保険料の徴収猶予、減免の基準につきましては、第16条及び17条の第1号から4号で、同じ内容となっております。これは、いずれの規定も保険料の支払いが困難とされる場合でありまして、支払い困難な事由といたしまして想定されるものをここにあげてございます。また、判定基準につきましては、市町村との連携が必要でありますので、今後、要綱等を作成し、申請書、添付書類等の取り扱いにつきましても、その要綱で定めて参りたいと考えております。以上です。

議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 ただいま、市町村とよく相談されながら、という事を聞きましたので、ちょっと安心しているわけですが、いろんな条件等々は、間近な市町村の窓口が一番その地域の事を理解しているわけですが、

その事に基づきまして、規定だけが、かなり含んでいますが、やはり今の答弁の中では、その辺を考慮しながら決めていくという点で理解はしますけれども、この判定基準というものをより細部に細かくしておかないと、漏れた人、漏れなかった人、減免があった人、猶予になった人、それに該当すればいいんですけども、この規定の中にはあるけれども該当しなかった、という点もまだ出てくる可能性があります。

その時に、市町村が、窓口が、何を判断にして、あなたは規定から外れましたという点をしっかり言えるのには、やはりこの判定の基準というものをきちり作ってもらいたいと思いますので、再度、聞きますけれども、その辺の基準判定をきちり作ってもらえるかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） 議員さんがおっしゃいますとおり、確かに、判断基準というものは難しいと思います。と申しますのは、今、それぞれの市町村で国保の保険料の減免とか徴収猶予という規定がございます。それぞれ市町村で別々の、と言ってはなんですけど、足並みがそろっていない部分がございます。そうした面で、私どもも広域連合といたしましては、山梨県下できるだけ統一した基準を設けたいと思っております。

ただ、市町村によっては、ほとんどの市町村ですね、国保と高齢者医療、同じ担当でやっております。そうしたことで国保との絡みもございますので、そういった面ではかなり難しい基準になるかとは思いますが。まあ、いずれにいたしましても、広域連合といたしましては、足並みをそろえていくという事で、細かい、ある程度細かい基準を設けて、市町村と相談をしながら要綱は作っていきたいと、そんなふう考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長（斉藤憲二君） 秋山詔樹君に申し上げます。発言通告がもう1点延滞金の納付について出ていますけれどもその件について触れてください。

14番秋山詔樹君 それでは引き続き質問をさせていただきます。第21条の延滞金の納付についてという事で、先ほど全員協議会の中でも2名の議員さんからご質問等が出ていますけれども、延滞金の納付については、市町村が徴収し広域連合に納付するとなっているわけでございます。市町村が、制定する条例に延滞金の加算と徴収が規定されていると思うわけでございますけれども、法令に定めるものや制度に必要な事項は例規になっていると思っておりますけれども、それに基づいた事務を執行しなければならぬ事は承知の上で広域連合の見解をお尋ねしたいと思っております。

本税の納付に難儀している被保険者に延滞金を加算するという事につきまして、より一層、延滞者対策に良い影響があるとは思えない部分があるんですね。先ほどもありましたように、各市町村でいろんな決めごとがある、あるいは本税が入らないのに延滞を課すともなかなか取れない、というような点が各市町村でもいろいろあると思っておりますので、その辺の事に関しまして、影響等につきましては、どのように考えているのかをまず1点お聞きしたいと思っております。

また、加算する場合、納税の善意・悪意、納めれるのに納めないとか、本当に納めれないとか、そういう点があると思っておりますけれども、やはり、なにはとつても税というのは公平にしなければならぬと思っておりますが、その点の善意・悪意の点についてもどのように考えているのかをお願いしたいと思っております。

3点目にですね、県内は統一した取扱いをするべきであると思うが、保険料の徴収を委ねているため延滞金の取扱いについてもですね、市町村に任せるのかどうなのか、その点もお聞きしたいと思っております。

また、4番目にですね規定に基づく延滞金の納付がなされない場合、市町村に対する指導やペナルティなどが考えられているのかどうか、この点はですね、市町村に任せるのであれば、指導等はあってもペナルティという問題には発展しないと思っておりますけれども、その4項目に対して答弁をお願いしたいと思っております。

議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） それでは、秋山議員さんのご質問にお答えいたします。まず、1点目の延滞金の納付について、延滞金の加算が滞納者対策に効果があるかどうかというご質問でございますが、適正な保険料収入を確保し安定した財政運営を行っていくためには、こういった事も必要です。また、納付期限内に保険料を納めていただいた方との不公平感の解消や、また滞納防止といった面でも特に有効だと考えております。

また、延滞金を加算する場合の公平性についてのご質問であります。後期高齢者医療制度は、後期高齢者の方々の負担能力に応じて公平に保険料を負担していただくことになっております。そのため、延滞金についても公平に負担していただくため、県内で統一した割合ということで、広域連合で7.3%を提示し、各市町村の条例に定めていただくこととなっております。割合につきましては、全国の広域連合では14.6%と

というのが主流になっておりますが、本広域連合では市町村と協議し7.3%というふうに、若干、若干といいますが半額になります。こういう設定をさせていただいております。

次に3点目でございますが、延滞金の取り扱いについて市町村に任せるのかというご質問でございますが、延滞金の徴収につきましては、市町村の事務であります。各市町村の足並みを揃えるため、広域連合といたしましては、各市町村に統一した事務処理方法を提示して参りたいと考えております。

4点目の延滞金の納付について、市町村に対する指導やペナルティを考えているかというご質問につきましては、各市町村への指導等は、県が行うことになっておりますが、広域連合といたしましても、県と協力をしながら指導を行っていきたくと考えております。なお、市町村に対しましては、広域連合として、今のところ、特にペナルティというものを、という考えるなどは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

「はい」と呼ぶ者あり

議長（齊藤憲二君） 秋山詔樹君。

14番秋山詔樹君 いろいろ分りました。4番目なんかは特にペナルティ等は無くてですね、統一したような物をお願いして、それを作っていただいでしていくということですから、そのようにしてもらえれば一番ありがたいなあ思います。

各窓口もですね、自分のところでやっていく点でいろんな問題がございますんで、いろんな点について、またペナルティとなりますと職員に対してもいろんな委縮が考えられるような事もありますので、ありがたいと思っております。

いろいろ税の公平さという事の中でですね、いろんなものをしていくという、総体にはそういうふうには受け取れますので、その辺は理解したいとこのように思っているところがございますけれども、やはりなんといいましても、払う能力があっても払わない、本当に払えない場合も、という分のスタイルが出てくるのではなからうかと思っておりますんで、そういう点につきましては、やはり一番接している各市町村の窓口の方々ですね、猶予・減免・延滞金等々の徴収に関しては十分配慮して、被害者の事情に配慮ある運営をしていたければありがたいと、このように思っておりますので、その点につきまして、再度その辺を配慮する対応をしていただけるのかどうかを最後1点お聞きしたいと思っております。

議長（齊藤憲二君） 嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） 議員さんのおっしゃいましたように当然、市町村で、各市町村で足並みをそろえてという事で、滞納対策については広域連合としてもいろんな方法でこれから検討しながらやってまいりますが、特に悪質な滞納者につきましては、それはそれで厳しい所を見せながら、私たちも対応をしていきたいということで、とにかく市町村の足並みをそろえるという事は非常に重要だと思います。そんな事で、市町村とこれから協議をして要綱等を作っていくわけですが、こうしたことも考慮しながら今後要綱等を決めながら正しい納税対策を行っていきたくと考えております。以上でございます。

議長（齊藤憲二君） これで、秋山詔樹君の質疑を終了いたします。

次に、20番深澤平助君。

「はい」と呼ぶ者あり

深澤平助君。

20番深澤平助君 条例の中の項目に直接関わるということではございませんが、条例の内容を審議する上で必要な資料だということではいくつか提案しておいたんです。

一つは後期高齢者の所得の、所得別の段階の比率。例えば120万円以下の人、160万円までの人が何パーセントか、後は180万、200万、220万、240万、300万という、こういう収入の段階別に本県においては、どの位のパーセントという事が一つ。

それから、一人世帯で120万円以下の人何人か。その場合の保険料総額はいくらになるか。

それから3つ目の問題は今までの説明でもって了解をしておりますから、あと、条例案の保険料と現在、国保料を比較した場合、本県においてはどうなるのか。国保の料金よりこの新しい制度の保険料の方が多いいのか少なくなるのか。この点について分かっていたら明らかにしていただきたいという事でございます。

議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

事務局長（嶋口昇君） それでは、深澤議員さんの質問に対してお答えをしたいと思います。まず、1点目の山梨県内の後期高齢者の所得別段階の比率についてのご質問であります。今回、保険料の試算によりますと、年金収入相当で、

120万円以下が70.2%、160万円までが1.7%、180万円までが3.3%、200万円までが2.7%、220万円までが2.4%、240万円までが2.1%、300万円までが6.2%、300万円以上が11.1%となっております。

軽減対象者は全体の50%と見込んでいます。

これにつきましては、世帯主に所得がある方は、軽減の対象になりませんので、このような差が生じるものと、ご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の1人世帯で120万円以下の人数と保険料総額であります。人数は約2万7,000人で、保険料の総額は約3億1,723万2,000円です。

最後の3点目でございますが、条例案の保険料と国保料を比較した場合どうか、というご質問であります。後期高齢者の保険料は個人に対して賦課するものであり、賦課割合は所得割と均等割で構成されております。国保に関しましては、ご承知のとおり世帯で課税され、しかも県内におきましては、国保税のところもあれば国保料のところもございまして、税率、料率ともに、各市町村ともそれぞれ違います。また、税を採用しているところは資産割がありますので一概には比較は難しいわけではあります。料を採用している甲府市の年金収入で単身世帯の被保険者と比較をしてみますと、年金収入153万円の場合、後期高齢者では11,610円、甲府市の国保では18,490円。年金収入180万円の場合、後期高齢者50,620円、甲府市76,740円。年金収入200万円の場合、後期高齢者65,180円、甲府市99,340円。年金収入300万円の場合、後期高齢者145,720円、甲府市212,340円で、いずれも甲府市の方が高いと試算されております。

ただ、先ほど申しましたように、国保の場合は、すべての市町村で税率・料率が違うこと、税を採用している市町村については資産割があることなどにより、一概に高いとか安いとかということが言えないことをご理解頂きたいと思っております。以上でございます。

議長（斉藤憲二君） いいですか。はい。

以上で質疑を終結し討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、深澤平助君。

20番深澤平助君 いろいろ説明されましたが、この条例案に対する態度を示せということでございますので、私はこの条例案については、反対です。

理由を申し上げますとこの条例案の中で、私は一番大事な点は、低所得者の保険料をどうするかということだと思います。この点、いままでの質問等の質疑の中でも明らかになったように、均等割額については、一定の軽減以外に措置がないと、その中で低所得者の場合も払っていただくと、月額にすればわずかな額だからというふうに言われておりますが、収入の少ない人にとっては、仮にわずかな金額でもこれは非常に厳しいものなのです。私は生活保護並みの人、ましてはそれ以下の人には、軽減するとか免除すべきだというふうに主張しましたが、それが今日の議論の中では受け入れられませんでした。また、保険証の滞納についてもこれを取り上げないという明確な回答がございません。したがって、条例案に同意する事はできません。よって、この条例案については反対いたします。

議長（斉藤憲二君） 次に、7番森岡千代野君。

「はい」と呼ぶ者あり
森岡千代野君。

7番森岡千代野君 7番森岡千代野です。議案第4号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定について、賛成の立場で討論いたします。

本件につきましては、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度に関する、広域連合が行う根幹に係る条例であります。

保険料率につきましては、高齢者の医療を確保に関する法律に基づき、今回は平成20年度から平成21年度までの2カ年間の保険料の制定であります。保険料の算定に当たっては過去3箇年の保険給付費など推計する中で、算定された保険料であります。制定内容は均等割額について年額3万8,710円、所得割率が100分の7.28であり、平均保険料年額は6万8,904円であります。これは、国が示した全国平均額7万4,400円を下回っており、適当な額であると認められます。迫りくる、超高齢化社会に向け医療制度の改革は急務であります。健全な本県の後期高齢者医療制度を運営していく上、必要不可欠のものであります。よって、本県の後期高齢者に対する医療制度の充実、健全運営に一層の努力を要望し、賛成討論といたします。

以上です。

議長（斉藤憲二君） 以上で討論を終結し採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって、議案第4号は原案とおり可決することに決定いたしました。

【請願の審査】

議長（斉藤憲二君） 次に、日程第8、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願について」と日程第9、請願第2号「後期高齢者医療制度に関する請願について」を一括議題といたします。

請願要旨について、深澤議員から説明を求めます。

「はい」と呼ぶ者あり

深澤平助君。

20番深澤平助君 それじゃあ説明いたしますが、すでに皆さんのところにも請願書が渡っているのでおそらく読まれていると思うんですが、2つ請願がきております。2つとも私が紹介議員になっておりますが、その一つ、山梨県社会保障推進協議会から出された請願の主旨を朗読して説明に変えたいと思うんです。

後期高齢者医療制度に関する請願書。請願主旨。75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が2008年4月に実施されます。しかし次第に別建ての診療報酬で医療内容が差別される。全ての後期高齢者から保険料が徴収される。保険料滞納者からは保険証が取り上げられる。高齢者が増えるに従い保険料が上がっていく。などの問題が明らかになり、不安が広がっています。

こうした声を受け健保の扶養家族の人から保険料特徴を半年間延期することなどで与党が合意しました。しかしそれは、対象となっている高齢者のうちの一部の人の負担増を少し延期するだけにすぎません。

いま、全国の295の地方議会が、山梨県内でも4町村議会で意見書が採択されるなど、制度の見直しなどを求める声が急速に広がっています。山梨県後期高齢者医療広域連合議会におかれましても、県民の声に十分に耳を傾け、現在の制度から後退することのないよう、国や県、市町村へ意見をあげてくださいますよう要請いたします。

こういう要請内容でございまして、請願項目としては、社会保障推進協議会では、国に対する請願項目として1項目。それから、当広域連合に対しては7項目が提出されております。また、進歩と革新をめざす大泉の会から出されている請願の項目につきましても、国に対しての請願項目が2項目、それから当広域連合に対しての請願事項が3項目出ております。

以上で説明を終わります。

議長（斉藤憲二君） 以上で説明が終わりました。これより、請願に対する質疑の通告がありませんので討論を行います。

お諮りいたします。

討論は、請願第1号と第2号を一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議がありませんので、一括して討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。

4番古屋保男君。

「議長」の声あり

4番古屋保男君 4番古屋保男です。

私は、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願」の採択について反対の立場から意見表明をいたします。

我が国は、超高齢化社会の到来を間近にし、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を柱とした医療制度改革を行うことが急務であり、後期高齢者医療はこの医療制度改革に基づくものであります。

高齢者の方々は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があるなど、高齢者の暮らしに配慮した治療がおこなわれるような仕組みの導入とともに、在宅医療の

充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指すものであります。

一方、高齢者の医療費を安定的に支えるためには、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要であります。また、これまで、高齢者の方々の間で、加入する制度によって、保険料を負担する人と負担しない人があり、また、市町村によって保険料に高低がありました。

新しい制度では、高齢者の方々は、皆、その負担能力に応じて公平に保険料を負担することになります。このため、低所得者には、保険料の減免などが規定されております。

また、請願項目にある、資格証明書の発行を行わないなどについては、低所得者と、悪質な滞納者とを明確に切り離れたうえで運用を行うことが重要であり、これら詳細な部分での運用については、現在国をはじめ、各県の広域連合が規則等により検討を行っている途中であり、本広域連合においても、より高齢者の立場に立った運用、特に低所得の方々に配慮した運用を検討されているところであり、現時点での請願の採択については時期尚早であると考えております。

以上です。

議長（斉藤憲二君） 次に20番深澤平助君。
はいの声

20番深澤平助君 請願1について提案された請願に賛成いたします。請願の内容は国に対するもの2点、山梨県広域連合に対するもの3点となっておりますが、いずれも高齢者の医療制度として発足する以上、この請願の内容は必要不可欠な内容だと思えます。また、高齢者が切実に要望している内容でもあります。

よって請願1号については賛成を致します。

つづいて請願2号ですが、請願2号についても賛成いたします。

請願項目1は一般質問のなかで私が主張したことと一致する内容でもあります。2の項目は具体的には内容は長くありますが、低所得者が切実に望んでいる内容であり、また、この広域連合議会が広く県民の意見が反映されて、民主的に運営されること求める内容であり、いずれも必要な内容であると考え、この請願2号にも賛成を致します。

以上です。

議長（斉藤憲二君） 以上で討論を終結し、採決いたします。

23番後藤政行君 議長。ちょっとすみません。請願についてはですね、発言の通告をとってないように思いますので、私、反対の討論いたしたいと思えます。

請願については、発言の通告制をとってないように見られるわけです。

発言通告は、一般質問・議案に対するものみの発言通告でありまして、請願に対する発言通告はとってないと解釈できますけども、そのような意味で本請願に対して反対の討論をお願いしたいと思えます。

議長（斉藤憲二君） 後藤政行君の反対討論を許可します。

23番後藤政行君 はい、ありがとうございました。いろいろな反対賛成がありますが、山梨県内の9月定例議会で、28市町村中でわずか4市町村のみが採決されたというふうな、先ほども発表もありました。国はですね、持続可能な医療保険制度を導入

するために、本制度を導入したものであります。その最大の目的は、世界一の長寿国を維持するために、現役世代の負担を軽減する必要から、「75歳以上の人たちにも医療費を負担してくださいよ。それは、あなた方は払い込んだ年金保険料の7倍～8倍受給をしているんですよ。今の現役世代の人達が年金を受給する時代になれば、掛けた金額の3.5倍くらいしか受けられないんですよ。ですから若い人たちを助けて下さい。」このような意味で本制度が成立した事を考えれば、本請願は75歳以上の人たちからの要望のみの請願であり、負担する現役世代の人達の事を全然考慮していません。さらに、不足分は公的に負担しろと言っていますが、あくまでも特別会計である以上、そのような事は許されないのであります。よって本請願には賛同できません。

以上です。

議長（斉藤憲二君） 以上で全ての討論を終結し、採決をいたします。
お諮りいたします。

請願第1号、「後期高齢者医療制度に関する請願」について、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手少数であります

よって「請願第1号」は不採択と決定いたしました。

お諮りいたします。

請願第2号、「後期高齢者医療制度に関する請願」について、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって「請願第2号」は不採択と決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

議長（斉藤憲二君） お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声

議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉 会】

議長（斉藤憲二君） 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

さて、本定例会において、この制度を運営していくための基本となる条例が原案のとおり可決されました。当局におかれましては、平成20年4月に向けて円滑な制度施行がなされるよう、事業の推進になお一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

山梨県後期高齢者医療広域連合の、飛躍をご祈念申し上げ、平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合議会10月定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時23分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 齊藤 憲二

署名議員 武藤 雅美

署名議員 古家 悦男